

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紀宝町長 西田 健

市町村名 (市町村コード)	紀宝町 (24562)
地域名 (地域内農業集落名)	神内地区 (神内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後担い手が引き受けきる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、各集落で多く、担い手不足や高齢化は深刻であり、後継者の確保も十分ではない。新たな担い手の掘り起こしを図るとともに、担い手への農地の集積化や耕作放棄地の解消が課題となっている。 ・地区を縦断する道路事業が予定されており、農地が分断されるため、事業と合わせて地元、町、県により、将来の地域農業の在り方が協議されている。そのような中で、今後、農地や農業用水路などの圃場整備を実施していくことが検討されている。 ・広く多面的機能保全活動が実施されており、活動組織である子安の里の会により、水路や農道などの定期的な点検や維持保全作業が行われている。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害が発生すると多くの水田が水没するため、水害に強い高収益作物の作付けを検討する。 ・近年、有害鳥獣、特にニホンジカによる被害が増加している。 ・老朽化等の理由により農業用水路等の一部の施設が破損しやすくなっており、農業経営に影響が出ないように対応する必要がある。 <p>【地域の基礎的データ】</p> <p>担い手農業者:1人(うち50歳代以下0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体(農事組合法人宝田)</p> <p>主な作物:水稲・麦・飼料作物</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地区の農地内を縦断する道路事業を見据え、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制を構築していく。 ・基盤整備を実施している水田を中心に水稲を中心とした農業経営を行っていくが、野菜などの高収益作物の作付けも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の農地は状況に応じて保全・管理を行う区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内農地の集積・集約化を目指し、土地所有者は、農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、担い手等の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内の農業団地を縦断する道路事業を見据え、事業後にも地域の農業が維持していけるように国・県とも連携していきながら担い手などの農業関係者や地区役員と協議を行い、農地や農業用水路等の圃場整備の実施を検討する。それ以外にも必要があれば担い手等の農業者のニーズを踏まえ、県営中山間地域総合整備事業等の補助事業を活用し、老朽化した農業用水路等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の農業者への集約化を進めていくが、高齢化、後継者不足により地区内の担い手が不足していることもあり、広く地区外の農業者を含めた担い手の確保を検討をする。また認定農業者や新規就農者の確保に努め、町・県・JA等との連携し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
道路事業と合わせ、集落営農組織の設立を目指し、設立される集落営農組織へと集積を行っていく予定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ニホンジカやイノシシ等の被害が拡大しないよう侵入防止柵等の設置を検討するとともに、地元猟友会等とも連携し、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ④多面的機能保全活動の活動組織である子安の里の会が中心となり、地区内で水害に強いダイコンやタマネギなどの高収益作物の作付に向けて、実証試験を行っている。
- ⑦山間部周辺などの条件が悪く農業経営が困難な農地については、保全・管理も検討する。
- ⑧県営中山間地域総合整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業等の補助事業を活用し、老朽化した農業用施設の更新を図っていく。